

知識習得で季節労働者の通年雇用化を支援します
通年雇用促進支援事業に参加して、企業から求められる人財になろう

土木の基本を知る

2級土木施工管理技士講習

(季節労働者向け・事業所向け)



令和3年11月

恵庭市通年雇用促進協議会

- 2級土木施工管理技士講習の対象となる季節労働で働く受講者とは？
恵庭市内に在住する、令和2年度～令和3年度内に雇用保険短期雇用特例被保険者（40日一括給付）である、またはあつた方です。（詳しくは協議会までお問い合わせ下さい。）
- 建設業の常用雇用者の受講も可能です
市内建設業の社員等の受講も可能です。但し定員枠に限りがありますので、季節労働者の受講希望者を優先させていただきます。また、教材費は自己負担となりますので予めご了承願います。



受講を希望される皆様へ 受講に際してのお願い

(注意説明)

令和3年11月

恵庭市通年雇用促進協議会

このたびは当協議会主催の2級土木施工管理技士講習の受講申し込みを頂きまして、誠にありがとうございます。地域の建設業を取り巻く環境は少子高齢化等によって、慢性的な人手不足が続く労働環境は大きく変化しています。建設労働者の高齢化と若年入職者の減少が進む最中、専門的な知識と技術を持った技術者不足が続いています。真に豊かさを感じることのできる地域住民の安定した生活と社会資本を構築するためには、優秀な人材の確保と維持が最重要課題とされています。

このような状況に鑑み、当協議会では企業に求められる人材育成を念頭に季節労働者等を対象に2級土木施工管理技士講習を実施します。企業には優れた技術力を有する技術者の育成・確保と、季節労働者の通年雇用化を支援します。受講に際して留意事項をお伝えしますので、必ず目を通して下さいますようお願い申し上げます。

1. 2級土木施工管理技士講習の日程及び場所

【実施日】 令和4年 3月 9日(水)～10日(木)～11日(金)の3日間講習

【時間帯】 9:30～16:30(3日とも)

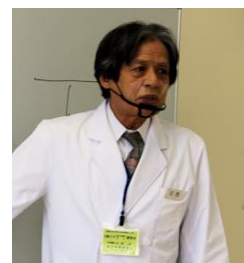
【場所】 (初日) 恵庭市民会館2階中会議室
(2～3日目) 恵庭市民会館2階視聴覚室

【対象者】 市内在住の季節労働者及び建設企業で働く常用雇用者等

【定員】 10名

【講習料】 無料(常用雇用受講者は教材費を自己負担とします)

【講師】 総合資格研究会(札幌市) 目黒 良 (めぐろ りょう) さん



2. 2級土木施工管理技士講習のカリキュラム

(※1) 講習中は随時休憩があります(1回10分程度)

(※2) 講習内容、時間帯に変更が生じた場合は予めご了承願います

第1日目 〈令和4年 3月 9日(水)〉			
時間帯	分	科目内容	具体的なカリキュラム内容
9:30	5	開会・注意説明・講師紹介	
9:35～10:00	25	ガイダンス	試験制度の概要、受験資格、資格取得のメリット(取得後の建設業法上の地位)、出題の内容、合格基準
10:00～12:00	120	土工1	土質調査(室内試験、原位置試験)、盛土の品質
12:00～13:00	60	昼食、昼休み	
13:00～15:00	120	土工2	土量計算、盛土工、切土工、軟弱地盤対策工、法面工
15:00～16:30	90	コンクリート工1	ポルトランドセメント、混合セメント、混和材量
16:30～17:00	30	終了・個別相談	16:30終了 個別相談は希望者のみ

第2日目 〈令和4年 3月10日(木)〉			
時間帯	分	科目内容	具体的なカリキュラム内容
9:30~11:00	90	コンクリート工2	骨材、鉄筋型枠工、打設、養生、特殊コンクリート
11:00~12:00	60	基礎工	直接基礎、既成杭、場所打ち杭、地中連続壁、土留め工
12:00~13:00	60	昼食、昼休み	
13:00~14:20	100	専門土木	鋼構造物、河川、砂防、道路、港湾、上下水道
14:30~16:30	120	施工管理法1	測量、施工計画、工程管理1(工程計画作成の手順他)
16:30~17:00	30	終了・個別相談	16:30終了 個別相談は希望者のみ

第3日目 〈令和4年 3月11日(金)〉			
時間帯	分	科目内容	具体的なカリキュラム内容
9:30~10:30	60	施工管理法2	工程管理2(ネットワーク他工程図表)、安全管理他
10:30~12:00	90	関連法規1 安全管理1	労働安全衛生法、事業者の職務、クレーン、足場、土留め、型枠作業の安全
12:00~13:00	60	昼食、昼休み	
13:00~15:00	120	関連法規2	労働基準法、建設業法、道路法、道路交通法、河川法、建築基準法、騒音/振動規制法、リサイクル法/廃棄物処理法
15:10~15:50	40	まとめ	
15:50~16:30	40	終了・個別相談	15:50終了 個別相談は希望者のみ

※) 本講習の特徴は永年指導を重ねてきた講師による、国家試験問題の傾向と対策に重点を置いています。マーカーペンを忘れずにご用意下さい

3. 2級土木施工管理技士講習の注意事項

(1) 受講対象者

① 季節労働者

- ① 恵庭市内に居住(恵庭市の住民票を有する)する方で、②~③のいずれかに該当する方が受講の対象となります。
- ② 令和2年度及び令和3年度に雇用保険短期雇用特例被保険者である者。またはあった者。(現在一般雇用者である者を除く)
- ③ 離職者であって、直前の離職に係る雇用保険被保険者の種類が一般被保険者であったが、その離職に係る雇用保険の受給資格を有しない者であり、かつ、前々職に係る雇用保険の被保険者種類が短期雇用特例被保険者であった者。(前々職に係る離職が事業年度開始日の1年以上前であった者は除く)

② 常用労働者

建設企業推薦の常用労働者。

(2) 2級土木施工管理技士講習の受講定員

原則10名です。講習はテーブル1基に1名で講習を行います。また受講者のテーブルには飛沫感染防止ボードを置かせて頂きます。

(3) 2級土木施工管理技士講習のお申込み方法

① 季節労働者

お申し込み方法はチラシの申込書または協議会所定の申込書でお申し込み頂きます。協議会のオフィシャルサイトから直接お申し込みすることもできます。手続きの際に

季節労働者である証明（雇用保険短期雇用特例被保険者証、または受給資格者証）と恵庭市に在住している証明（運転免許証、または住民票）の提示をお願いします。お申し込み前に協議会までお尋ね下さい。

※ ①チラシ兼申込書は協議会のオフィシャルサイトからダウンロードできます

② 常用労働者

恵庭市内に事業所を有する企業の従業者の受講が可能です。お申し込み方法はチラシの申込書または協議会所定の申込書でお申し込み頂きます。協議会のオフィシャルサイトから直接お申し込みすることもできます。書類提出の際に市内に所在する従業者である証明（健康保険証等）の提示をお願いします。

※ ②チラシ兼申込書は協議会のオフィシャルサイトからダウンロードできます

(4) 2級土木施工管理技士講習の申し込み締切日及びキャンセルの期日

① 申し込み締切日 : 令和4年 3月 4日 (金)

② キャンセル期日 : 令和4年 3月 4日 (金)

(5) 2級土木施工管理技士講習の教材（使用テキスト）について

① テキストは検定試験の主催元でもある「一般財団法人全国建設研修センター」発行のテキストを使用します。1～2級土木施工管理技術検定の参考書としてご活用頂きます。テキストが高価なため既にお持ちの方はご持参下さい。その際は協議会まで申し出下さい。

② 常用雇用者の受講につきましては教材(使用テキスト)を有料で購入して頂きます。

(6) 2級土木施工管理技士講習の無断欠席禁止及び事前のキャンセル手続きについて

2級土木施工管理技士講習の無断欠席は禁止とします。無断欠席をした場合、教材料は受講者の買取り（一式7,700円程度/税込み）とさせていただきますので、ご理解の程よろしくをお願いします。なお、諸般の事情でやむを得ず欠席する場合は、電話にて協議会まで連絡願います。

4. 2級土木施工管理技士講習の概要及びその他ご案内

(1) 講習の概要について

本講習は2級土木施工管理技士養成に係る学科講習の要点を3日間の短期集中で実施します。3日間の講習で2級土木施工管理技士の資格が得られ、試験に合格できるものではありません。土木施工の専門的な基礎知識を学びたい方、2級土木施工管理技士技術検定試験の勉強をされている方の補助講習として最適な講習です。

(2) 受講者が持参するもの

筆記用具（マーカーペン必須）、テキスト

(3) 喫煙場所・昼食、ドリンク等の購入について（講習中の飲料は可能です）

① 飲料の購入場所

恵庭市民会館1階エントランスホール、3階中ホールに自動販売機があります

- ② 喫煙所の場所
恵庭市民会館3階エレベーター横（窓側）に喫煙所があります
- ③ ゴミ持ち帰りの協力
講習会場に持ち込んだ物のゴミ、空のペットボトルは各自お持ち帰り下さい
- ④ 食堂のご案内
恵庭市民会館地階に食堂（食事処天輪）がありますのでご利用下さい。また、市役所周辺にも食堂やコンビニエンスストアがありますのでご利用下さい

5 新型コロナウイルス感染拡大防止の対応（重要）

当協議会では新型コロナウイルス感染拡大防止策として以下のとおり対応します。

- (1) 以下の状況となった場合、事業は中止とします
 - ① 令和4年 3月 4日（金）の段階でコロナウイルス感染拡大が継続しており、沈静化の兆しが見られない場合
 - ② 令和4年 3月 4日（金）の段階で道内に緊急事態宣言が発出されている場合
 - ③ 令和4年 3月 4日（金）以降、開催日までに緊急事態宣言が発令された場合
 - ④ 市内でコロナウイルスの集団感染が発生して、講師や受講者、スタッフの健康と安全確保、事業実施に支障を来す恐れがある場合
- (2) 講習当日、体調不良（発熱、風邪の症状、その他）の方は受講をお控え願います。事務局までご連絡願います
- (3) テーブル、椅子の十分な間隔、ソーシャルディスタンス等、関係者の密を防止します
- (4) 講習中の私語は極力ご控え願います
- (5) 受講者及び運営スタッフのマスク着用、消毒液配置、定期的な備品の消毒、換気など、密防止及び感染対策を徹底します
- (6) 具体的な感染症防止対策について、下記のとおり遵守、実行します
 - ① 消毒液を設置するとともに、消毒の徹底を周知します。
 - ② 受付時に受講者には協力の旨を伝え、非接触性体温計で体温測定をします。体温が37.5℃以上の受講者には事情説明の上、受講をお断りします
 - ③ マスクを忘れた来場者にはマスクを提供します
 - ④ 受付及び講師席、受講者のテーブルには、飛沫感染防止ボードを設置します
 - ⑤ 会場は出入口ドアを常時開放のうえ、20分おきに換気のため窓を開閉します
 - ⑥ 司会者は事前のオリエンテーションでコロナ感染防止対策について説明し、充分な理解を得ます。資料等にも感染防止のお願いを掲載します

お問い合わせ・詳しいことは

恵庭市経済部商工労働課内（新庁舎3階）

恵庭市通年雇用促進協議会

まで

電話：(0123)33-3131(内線3334) FAX：(0123)33-3137)

E-Mail：eniwa-kisetsu@amail.plala.or.jp

URL：http://www.eniwa-kisetsu.org/



えにわ通年雇用

検索